主要部内在型関係節の成立条件とプロミネンスによる項選択

尾谷昌則(京都大学研修員) HZT05753@nifty.ne.jp

0. はじめに

本稿では、日本語の主要部内在型関係節(Head Internal Relatives: HIR)構文の意味論的な成立条件について論じる。具体的には、先行研究で指摘されている意味特性がどれも構文成立のための十分条件にも必要条件にもなっていないことを示した上で、代案として3つの条件を提示すると共に、HIR 構文の項選択や容認度は、結果構文や与格構文、受動構文などにも共通するプロミネンス(際立ち)によって決定されていると主張する。

1. 主要部内在型関係節(Head Internal Relatives: HIR)とは?

本来ならば名詞句(NP)しか項にとれないはずの動詞が、(1a.)、(2a.)、(3)のように「の」で補文化された節を項として成立している構文が主要部内在型関係節構文であり、主要部名詞が補文末に位置する通常の関係節は主要部外在型関係節と呼ぶこともある。本稿では、(1a.)の「盗んできた」の部分は「主節」と呼び、助詞「の」で体言化された節([]内の節)を「内在節」と呼ぶことにする。(4)のように最初から補文をとることが許されている動詞を使った文や、(5)のように「もの」と置き換え可能な準体助詞「の」を使った文は HIR とは見なさない。

- (1) a. [リンゴがテーブルの上に置いてあったの] を盗んできた。 …… ヲ格の **HIR** b. [[テーブルの上に置いてあった] リンゴ] を盗んできた。 …… 通常の関係節
- (2) a. [坂道をボールが転がっていったの] が、やがて川に落ちた。…… ガ格の **HIR** b. [「坂道を転がっていった] ボール] が、やがて川に落ちた。…… 通常の関係節
- (3) a. その人々の骨が粗末に埋めてあったのを故郷におくりかえす.... (ビルマ:122)
 - b. 七瀬は、自分の乗ってきたバスが去っていくのを追うように.... (エディ:169)
 - c. 一人が悪漢になって逃げまわるのを探偵たちが追跡するのだ。 (楡家:296)
- (4) a. 太郎が部屋に入っていくのを見た。
 - b. 警備員はファンが楽屋になだれ込んでくるのを必至に防いだ。
- (5) a. 現在,わしが今,髪を抜いた女などはな,蛇を四寸ばかりずつに切って干したのを, 干魚だと云うて,太刀帯の陣へ売りに往んだわ。 (羅生門:19)
 - b. コーン・フレイクに...(中略)...温い牛乳をかけたのを食べて, (聖少女:20)

2. 先行研究とその妥当性

本節では、先行研究で指摘されている HIR 構文成立のための主な意味条件について批判的検討を加える。 その際に重要視するのは、単に多くの HIR 構文にみられるというだけの意味特徴ではなく、HIR 構文が成立する際の十分条件、もしくは必要条件になり得るかどうか?という視点から検討する。ここで使用する十分条件と必要条件の定義とは、以下のようなものである。



(十分条件) (HIR 構文成立) (必要条件)

条件Pを満たせば必ずQが成立するとき、PはQにとって十分条件となる。つまり、「どんな非文の HIR 構文でも、この条件さえ満たせば容認文となり得る」というような条件が十分条件である。一方、必要条件とは、Qが成立するときに必然的に満たされている条件Rのことである。これは、容認文として成立する全ての HIR 構文に共通して見られる意味特徴のことを指す。

2.1. 関連性の条件 (Kuroda1992)

まずは Kuroda(1992)で指摘されてる関連性の条件であるが、これは「主節事態と内在節事態で述べられ

ている内容に何らかの関連性がなければならい」という非常に漠然とした条件である。例えば(6a)が非文であるのは「スケッチする」と「(そのリンゴを)取る」という2つのイベントに関連性が感じられないからだというものであり、(7)のようにすれば関連性が増すので容認文になるのだという。このような条件は、(6b)のような通常の関係節にはかからない。

- (6) a.*太郎は花子が昨日リンゴをスケッチしたのを取って, HIR
 - b. 太郎は花子が昨日スケッチしたリンゴを取って, · · · · · · 通常の関係節
- (7) 太郎は花子がリンゴを一生懸命スケッチしているのを取り上げて....

三原(1994)も同様の指摘をしている。(8)は関連性の条件を満たしてはいるが、(9)は満たしてはいないので容認度が下がるのだという。

(8) 桜田は強盗が襲いかかってきたのをねじ伏せた。

三原(1994)

(9) #桜田は娘がはるばる訪ねてきたのをねじ伏せた。

三原(ibid)

しかし(9)のような文は、下の(10)のように通常の関係節にしても容認度が低いままであるので、関連性という条件が HIR 構文に特有のものであるとは言い難くなる。そもそも一度の発話で全く関連性のない2つの事柄を述べるということは想像し難い事であり、HIR もその例外ではないというだけである。ゆえに、関連性の条件というのは、HIR の必要条件というよりはむしろ言語運用の場に置いて欠かすことのできない一般制約と考えたほうがよさそうである。

(10) #桜田ははるばる訪ねてきた娘をねじ伏せた。

こんどは逆の例である。賢い学生を褒めてやろうと思って自分の研究室に呼び出そうとするとき、そこには因果関係という立派な関連性を読みとることができるにもかかわらず、(11)は非文になる。

(11) *学生が賢いのを私は研究室に呼んだ。

Ohara (1996: 50)

つまり関連性の条件を満たしているにも関わらず、HIR 構文が成立しないのである。これは、HIR 構文成立にとって、関連性という意味制約が十分条件として機能しないことを意味する。

2.2. 同時性 (Kuroda1992)

同時性の条件とは、2つの事態が同時に起こっていなければいけないという制約である。例えば(12)では、同時性を満たしている(a)は良いが、「昨日」という副詞を入れて2つの事態が生起した時間をずらした(b)は非文になるという。

- (12) a. 太郎は花子がリンゴを皿の上に置いたのを取って,
 - b. *太郎は花子が昨日リンゴを皿の上に置いたのを取って, Kuroda (1974-77: 87)

しかし(13)(14)から分かるように、HIR 構文では同時性の解釈が必須ではない。これは同時性という制約が HIR 構文成立のための必要条件ではないことを意味する。

- (13) 朝市でイカを買ってきたのを晩御飯の時に刺身にして食べた。
- (14) 千葉で男を乗せたのを宮城で降ろした。

Nomura (1997)

また(15)(16)のように、同時性の条件を満たしたとしても、HIR 構文が必ずしも容認文になるとは限らない。 このことは、同時性が十分条件にもなっていないことを意味する。

(15) *リンゴが皿の上にあるのが腐っている。

Nomura (1997)

(16) *母が本を読んでいるのを読んだ。

2.3. Enablement (Ohara1996)

この制約は、内在節によって述べられている事態が生起することで、後続する主節事態が生起するのを可能にしている、という制約である。例えば(17)に挙げた2つの文の容認度に差が生じるのは、この意味特徴に起因するとOhara(1996)は述べている。学生を研究室に呼ぶためには、単に「学生が優秀である」というだけよりも、その学生が研究室のすぐ前の廊下にいた方が、容易に部屋の中へと呼び入れることが可能であるために、容認度に差が生じるのだとしている。

(17) a.*学生が優秀なのを研究室へ呼んだ。

b. 優秀な学生が廊下で話しているのを研究室へ呼んだ。 Ohara (1996: 119)

しかし HIR 構文では、Enablement の読みが必須ではない。(18)からも明らかなように、御簾が風邪で吹き

上げられなくても、御簾自体を押さえることは可能である。よってこの条件も必要条件とは呼べそうにない。

- (18) 御簾が風に吹きあげられるのを、女房たちが押さえていたが、…… (源氏:1553) また、Enablement を満たしていても、必ずしもその HIR 構文が容認文として成立しない場合もある。目を 開ければ眼前の光景を見ることが可能になるし、100 万円を手に入れれば車を購入することも可能となる。 しかし(19)(20)の HIR は非文であるので、これが十分条件とは言い難い。
 - (19) *太郎が目を開けたのがその光景を見た。
 - (20) *健次が100万円もらったのが車を買った。

尾谷(1998:31)

2.4. Cause (Nomura1997)

この条件は、主節事態が生じる原因を内在節事態が表しているというものである。例えば(21)のように、 木が倒れたことによって、それが家を直撃したり、太郎がボールを蹴ったことによって、それが次郎に当 たったりというように、それぞれの内在節事態が原因を表現しているのだという。

(21) a. 木が倒れたのが家を直撃した。

b. 太郎がボールを蹴ったのが次郎に当たった。

Nomura (1997:99-100)

しかし(22)(23)のように、内在節の事態が主節事態にとって原因になっているとは言い難い例には事欠かない。ということは、この条件が必要条件ではないことを意味する。

- (22) a. 勘介が頭を抱えて、ぐらりとよろめくのを小兵衛が突き飛ばし、..... (剣客:216)
 - b. 宮が、お顔をそむけたままでいられるのをしっかりと抱き緊めて..... (源氏:493)
- (23) a. 酔い疲れた目が一瞬遠くを見たのが、また底深くどんよりと沈んだ。 (金閣:160)
 - b. 今朝庭に泡顔が咲いていたのが, 昼には枯れてしまった。

また(24)(25)(26)のように、Cause の条件を満たしていても、それだけでは必ずしも HIR が容認文として成立するとは限らない。ゆえに十分条件とも言い難い。

(24) *太郎が風邪をひいたのが欠席した。

尾谷(1998:29)

- (25) *太郎が鍵を借りてきたのがドアを開けた。
- (26) ??太郎が友達を殴ったのが叱られた。

2.5. Precondition (Nomura1997)

この条件は、内在節事態が、主節事態が生起するための前提になっているというものである。例えば Nomura(1997)では、以下のような反意関係にある動詞のペアなどを典型例として挙げられている。「帰って くる」という動作は、「行く/出かける」という動作が先に起こっていることが前提となる。また、「従う」 という動作をするためには、その前提として何らかの命令をしなければならない。

- (27) a. 行く ··· 帰ってくる
 - b. 命令する … 従う
 - c. 探す … 見つける
- (28) a. 母親が買い物に出かけていたのが帰ってきた。
 - b. 上司が命令を下したのに従った。
 - c. 落とし物を探していたのが見つかった。

Nomura (1997: 101)

しかしこの Precondition の条件も、全ての HIR 構文に必須というわけではない。例えば(29)で、「蹴倒す」という行為を行うために「しがみついてくる」という行為がその前提として必要なわけではない。また(30)でも、「押さえる」という行為の前に「あふれ出てくる」という事態がその前提として必要なわけではない。このことから、Precondition が HIR 構文の必要条件とは言い難い。

(29) お万阿が庄九郎の右にしがみついてくるのを、庄九郎は、「馬鹿っ」と蹴倒し、....

(国盗り:1013)

(30) 僕は小さな虫のような笑いが喉の奥からあふれ出てくるのを、注意深く押さえていた。

(死者:102)

また以下の例文のように、Precondition の条件を満たしていても、その HIR が必ずしも容認文になるとは

限らない場合もある。「答える」という動作を行うためには、その前提として「質問する」という動作が必要であり、(31)はそれらの動詞を使っているにもかかわらず非文になっている。以下(32)(33)も同様で、内在節事態が主節事態にとって前提となるはずの行為であるにもかかわらず、どれも容認度が低い。よってこの Precondition も十分条件とは言えないことになる。

- (31) *健次が質問されたのが答えた。
- (32) ??太郎が犯罪を犯したのが逮捕された。
- (33) ??ビールの栓を抜いたのを注いでまわった。

3. 本発表での提案

前節では、先行研究で提案されているそれぞれの意味制約(特徴?)が、どれも単独では HIR 構文成立 のための必要条件にも十分条件にもなっていないことを見てきた。そこで本節では、その必要条件と十分 条件をそれぞれ提示すると共に、内在節事態の「変化」という意味特性がプロミネンスを高める要因の 1 つであることを主張する。

3.1. HIR 構文の成立条件

HIR 構文成立のための必要条件と十分条件はそれぞれ以下のようになる。HIR 構文が成立するために最低限必要な条件は2つある。1つは内在節事態が主節事態よりも時間的に先行していなければならないというもの(条件①)であり、もう1つは、それら2つの事態間に何らかの連続性が認められなければならないというもの(条件②)である。HIR 構文が成立するとき、この2つの条件は必ず満たされている。そして容認度の低い HIR 構文がちゃんと容認可能な HIR 構文として成立するためには、これら2つの制約に加えて「内在節事態の変化」(条件③)を満たすようにすればよい。これら3つの条件さえ満たせば、HIR 構文は必ず容認文として成立する。

Р -	→ Q -	→ R
十分条件	HIR 構文の成立	必要条件
 内在節事態の先行成立 2 2つの事態の連続性 ③ 内在節事態の変化 		① 内在節事態の先行成立 ② 2つの事態の連続性

3.1.1. 内在節事態の先行成立 (cf. Ohara 1996: 102)

それでは、まず必要条件の1つである「内在節事態の先行成立」から見ていこう。これは、内在節で述べられている事態は、主節で述べられている事態よりも時間的に先行して成立していなければならないというものである。これは既に Ohara(1996)が HIR 構文の特性の1つとして指摘しているものであり、それに加えて、英語における関係節の非制限用法のように時間と語順の iconicity を保持するための構文の1つであると主張しているものである。

- (34) a. She said it to the Knave of hearts, who only bowed and smiled in reply.
 - b. She gave the letter to the clerk, who then copied it. Ohara (1996:82)
- (35) a. 夕霧中納言がお見舞いにきたのを, 院は御簾のうちに招かれて.... (源氏:1822)
 - b. 靴下の片方が見つからなくなっていたのを, ベッドの下からやっと探し出すのに手間取ったりして..... (太郎:697)

もし内在節事態が主節事態よりも時間的に後のことについて述べている場合は、(36)のように明らかに非文となる。これは HIR 特有の制約であり、通常の関係節(37)には見られないものである。

- (36) *田中角栄がのちに首相になったのをカノジョは小学校で教えていた。Ohara (1996)
- (37) のちに首相になった田中角栄を彼女は小学校で教えていた。

Nomura(1997)では、これに対する反例として(38)のような例文を挙げている。確かに「来年博覧会が開かれる」のも「明日その部屋を会議で使う」のも、どちらも主節事態よりも時間的に後のことである。

- (38) a. 来年大規模な博覧会が開かれるのが、今日の会議で縮小されることになった。
 - b. 社長が明日その部屋を会議で使うのを、社員達が今日徹夜で掃除する。

Nomura (1997:96))

しかし例えば(38a)で言われている「来年博覧会が開かれる」という事態は、成立した事態とは言えない。 その博覧会は実際にはまだ開かれておらず、事態として成立しているのは「博覧会が開かれるという予定 が(今現在)存在している」というだけである。ゆえに、「博覧会が開かれる」という部分は事態としては まだ成立したわけではないので、「内在節事態が先行成立」しているわけではないのである。

3.1.2. 2つの事態の連続性

次にもう1つの必要条件である「2つの事態の連続性」について見てみよう。これは、内在節事態と主節事態に何らかの連続性が見いだされなければならないというものである。(39)のように、この条件が満たされなければ HIR 構文は成立しないし、また、容認可能な HIR 構文は必ずこの条件を満たしている。

- (39) a. **父が風呂に入ったのが寝た。
 - b. ??アジが水槽で泳いでいるのを3枚におろした。

上の HIR 構文の容認度を上げるためには、事態間の連続性を保証するような表現を加えるとよい。例えば (40)の例文では、(a)から(d)にいくに従って連続性がより強く保証されてゆくので、容認度も自然と上がってゆく。先行研究に「同時性」という制約が指摘されていたが、厳密にはそれは正しくなく、それはむしろこの「連続性」に含まれるものである。

- (40) a. **父が風呂に入ったのが寝た。
 - b. ??父が風呂に入ったのが寝てしまった。
 - c. ?父が風呂に入ったのがそのまま寝てしまった。
 - d. (?)父が風呂に入ったのがそのまま湯船の中でウトウト寝てしまった。

また、(41a)の文に「おいた」を付け加えると容認文になることに関して三原(1994)は、「おいた」は未来の目的に備えて何らかの行為をするという意味があるから容認度が増すのだと述べているが、実際には時間的に離れている2つの事態の連続性を保証するから容認度が増すのである。

- (41) a. *太郎は花子が昨日リンゴを皿の上に置いたのを取って..... Kuroda (1975-76)
 - b. 太郎は花子が昨日リンゴを皿の上に置いて<u>おいた</u>のを取って.... 三原(1994)

3.1.3. 内在節事態の変化

これは、主節事態が起こることによって内在節事態が何らかの影響を被って変化するというものである。これまで提案してきた2つの条件は、HIR 構文成立のための必要条件であるが、この2つの条件に加えて本節で提案するこの「内在節事態の変化」という条件を加えると十分条件になる。つまり、容認度の低いHIR 構文でも、この3つの条件さえ満たせば必ず容認文として成立するようになるのである。以下では、実際にいくつか例文を挙げてこれを実証してゆく。次の例文を見て欲しい。(42a)の HIR 構文は非文である。

- (42) a.*リンゴが皿の上に置いてあるのが腐っている。
 - b.?リンゴが皿の上に置いてあったのが今朝見たら腐っていた。
 - c. リンゴが皿の上に置いてあったのが今朝見たら無くなっていた。

この文では、「リンゴが置いてある」という内在節事態が、「腐っている」という主節事態によってなんら 影響を受けず、内在節事態が変化するわけでもない。しかしこの文の主節を「今朝見たら腐っていた」や 「今朝見たら無くなっていた」という風に変えると(つまり、内在節事態が変化するするように変えると)、 たちまち容認度が上がるのである。さらに次の例文を見て欲しい。

- (43) a. *太郎が勉強しているのがテレビを見ている。
 - b. ??太郎が勉強していたのが今ではテレビを見ている。
 - c. ?太郎がさっき勉強していたのが今は居間でテレビを見ている。
 - d. 太郎がついさっきまで勉強していたのが今ではちゃっかりテレビを見ている。

例文(43a)では、内在節事態の「太郎が勉強している」が主節事態によって何らかの影響を受けて変化したとは解釈しにくいが、(43b)のように変化してしまったというニュアンスを付け加えると、明らかに容認度が上昇する。さらに(43c)のように変化のニュアンスを強調すれば、全く問題のない容認文になる。また次の例文でも、「触った」くらいでは何ら変化のニュアンスがないのだが、「汚い手で触った」にすると、せっかく綺麗に洗ってあった車を汚してしまった(つまり、変化させた)というニュアンスが強まるので、容認度も上昇する。

- (44) a. ??車が綺麗に洗ってあったのを触った。
 - b. ?車が綺麗に洗ってあったのを汚い手でうっかり触った。
 - c. (?)車が綺麗に洗ってあったのを汚い手でうっかり触ってしまった。
 - d. 車が綺麗に洗ってあったのを汚い手でうっかり触って汚してしまった。

このように、内在節事態が変化するようなニュアンスを付け加えるだけで、どのような HIR 構文も容認度が急激に増すのである。ただ1つ注意しておきたいのは、この「内在節事態の変化」という条件は、HIR 構文成立のための十分条件であって、必要条件ではないということである。必要条件ではないので、全ての HIR 構文に見られるものではない。内在節が変化しないような意味の HIR 構文でも容認可能なものは多く存在する。あくまでも「内在節の変化」という条件は十分条件の1つなので、これを満たせば容認度の低い HIR 構文でも容認文になるというものである。なぜこの条件が HIR 構文の容認度を上昇させるのかという問題に関しては、次節で触れる。

3.2. プロミネンスによる項選択

前節で見たように、内在節で述べられている事態(もしくは状態)を変化させてしまうようなニュアンスを加えるだけで、HIR 構文の容認度が急激に上昇する。これは、従来の伝統的な説明をするとすれば、「変化した」という意味を付け加えることによって文の情報価値が高まるために、文の容認度までもが高まってしまうのだと言うことができる。しかしこれを認知文法の基本理念に照らし合わせて捉えるとどうなるであろうか? 認知文法では、そもそも主語や目的語などの動詞の項はプロミネンス(際立ち)によって選択されていると考える。HIR 構文は、本来ならば名詞句しか項にとれないような動詞が「の」で補文化された節を項としている特殊な例文である。しかし動詞の項として選択されるからには、やはりそれなりの際立ちを有していなければならない。「事態の変化」は、その際立ちを高める手段の1つなのである。つまり、内在節の事態を変化させることでその際立ちが高まるために、内在節を動詞の項として使用可能にしているのである。

際立ちによって動詞の項が決定される現象は HIR 構文だけでない。際立ちに基づく項選択は、受動構文、与格構文(中村 1997)、結果構文(中村 1997)などにも共通するものであり、このような認知文法の基本理念は、1つの現象を他の現象と併せて包括的に説明することを可能にする。例えば、最も頻繁に見られるものの1つに Trajector/landmark alignment がある。以下の例文のペアは、どちらの文も客観的には同じ事態について描写している。

- (45) a. Tom resembles John.
 - b. John resembles Tom.
- (46) a. まだ半分残っている。
 - b. もう半分なくなってしまった。

(c.f. 山梨 1995)

しかし、実際にはどれを trajector (主語) として、どれを landmark とするのかは無意味に決まっているわけではなく、際立ちによって決定されている。(45)などでは分かりにくいかもしれないが、(46)のような場合では、話者が情況を認知する際にどの部分に際立ちを感じて認知しているのかが明らかに違う。その違いが言語表現にも反映されるのである。

さらに次の例は受動態である。これも主語になる項は際立ちによって選択されている。(47)は英語の受動文の例であるが、日本語でも例えば(48)のように、単に誰かにベッドが使用されたことを述べるだけでは、その使用者には何ら際立ちが感じられないので不自然になる。しかし(48b)のように、年頃の女の子が自分のベッドを誰か他の男性に使用されてしまうということで被害のニュアンスが生じるため、それによって際立ちが増し、容認文になるのである。

- (47) a. So many people have run up these stairs that the carpet is threadbare.
 - b. These stairs have been run up so much that the carpet is threadbare.
- (48) a. ??そのベッドは昨日寝られた。
 - b. 「....けど、おまえくらいだぞ。ひかりが自分のベッドで寝られても、そのまま見逃してくれる男は。」 (『H2』:121)

さらに英語の Locative Alternation などもきわだちによって項が選択されている好例である。従来では、(49a)が「壁の一部にペンキを塗った」という部分読みで、(49b)のように場所が目的語になった時には「壁一面にペンキが塗られた」という全体読みになるといわれてきたが、(50)では場所が目的語になっているにもかかわらず、全体読みにならない場合もあることが指摘されている。

- (49) a. John sprayed the paint onto the wall.
 - b. John sprayed the wall with paint.
- (50) The vandal sprayed the sculpture with paint.

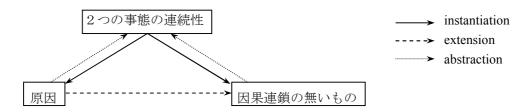
これは、芸術品である彫刻にちょっとでもペンキを塗ることによって、美術品としての価値が著しく変化するために際立ちが高まる。その結果、場所である sculpture が目的語に選ばれたのである。つまり、そもそも英語における Locative Alternation 文の目的語は、全体/部分読みの違いによって選択されていたのではなく、際立ちによって選択されていたのである。場所が目的語になるときは全体解釈になると従来指摘されていたのも、実は、全体にペンキが塗られるということで場所に大きな際立ちが生じていたためなのである(中村 1997)。

このように、際立ちによって動詞の項は選択されているのであり、その際立ちが高ければ高いほど、動詞の項として選択されやすいのである。そして日本語のHIR 構文も、内在節の際立ちを高めてさえやれば、容認文として成立するのである。そしてこの際立ちを高める容認の1つとして、「事態の変化」というものが挙げられる。実際に容認度の違いを比べて頂くには、今一度、(42)(43)(44)の例文を参照されたい。

最後に1つ述べておくことがある。それは HIR 構文の格についてである。HIR 構文の内在節は、一部の例外を除けば、そのほとんどがガ格とヲ格に限られるが、際立ちという観点から HIR 構文を分析することで、このことが自然に説明できる。そもそも認知文法では、描写する状況中にある参与者の中で第一の際立ちをもって認知された対象が主語として、そして第二の際立ちをもって認知された対象が目的語として実現すると提唱されている。つまり、際立ちの高いものほど主語や目的語に選択されるのである。日本語のガ格とヲ格はそれぞれ主語、目的語をマークすると言われているが、実際は際立ちの一番高いものと二番目に高いものをマークしているのである。ゆえに、HIR 構文の内在節にガ格とヲ格が多いのは、必然的に内在節には際立ちの高い事態が選択されているからなのである。逆を言えば、そのくらい際立ちの高いものしか HIR 構文の内在節にはなれないのである。

3.3. 先行研究再考

最後に、先行研究で指摘されてきた意味特性(意味条件)を再考しておきたい。第二節において、どれも単独では HIR 構文成立のための必要条件にも十分条件にもならないと批判的検討を加えてきたが、だからといって完全に否定されるべきものではない。あれらの条件は、単独では HIR 構文の特徴を全て捉えているとは言い難いのだが、それぞれが典型条件の1つとして機能している可能性はある。例えば、Nomura(1996)が指摘している Cause (原因) という意味特徴であるが、これを Langacker によるスキーマとプロトタイプに基づくカテゴリー化の図式に当てはめると、次のように捉え直すことが可能となる。



全ての HIR 構文の内在節が「原因」という意味特徴を有しているわけではないので、「因果連鎖」が HIR

構文のスキーマ特徴にはならない。スキーマ特徴は、全ての HIR 構文に共通して存在するものでなければならないので、必要条件に挙げた「2つの事態の連続性」などがこれにあたる。一方、「原因」という意味特徴は、この「2つの事態の連続性」というスキーマ特徴が具体化されたプロトタイプ特徴の1つとして考えられる。そもそも人間は、何か2つの事態が連続して生起した場合、それらの事態間になんらかの因果関係を見いだしてしまう傾向がある。例えば等位接続詞の and は、客観的にある2つの事柄を等位接続するだけであるが、その語順によって(51)のように大きくニュアンスが異なる場合がある。

(51) a. Herman and Sarah had a baby and got married.

b. Herman and Sarah got married and had a baby.

つまり「2つの事態の連続性」というスキーマ条件のうちで、その具体的なプロトタイプ事例の1つとして「原因」(因果関係)という意味特性が存在すると考えられるのだ。簡単に言ってしまえば、「原因」と

いう意味特性は、「2つの事態の連続性」というより大きな意味特性の中に含まれるものなのである。実際、(52)の内在節事態と主節事態の間には何らかの因果関係をみとめてもよさそうではあるが、(53)の HIR 構文にはそのような因果関係な全く見てとれない。

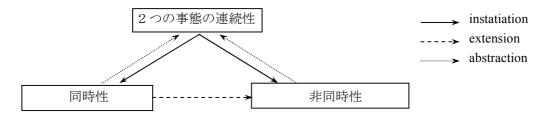
- (52) a. 御簾が風邪に吹きあげられるのを, 女房たちが押さえて..... (源氏:1553)
 - b. 黒谷は空き地に突っ込んであった杉山氏の車がバックするのを「オーライ, オーライ」 と誘導した。 (太郎:1113)

Fasold (1990)

- (53) a. 酔い疲れた目が一瞬遠くを見たのが、また底深くどんよりと沈んだ。(金閣:160)
 - b. 宮が、お顔をそむけたままでいられるのをしっかりと抱き緊めて.....(源氏:493)

にもかかわらず、どちらの HIR 構文にも 2つの事態間に何らかの連続性は見てとれる。このことは、「原因」という意味特徴が「2つの事態の連続性」というより大きな意味特徴の下位類に入ることを示唆している。

次は「同時性」の条件である。これも全ての HIR 構文に見られる特徴ではないことは既に第2節で見た通りである。そしてこの「同時性」も、「2つの事態の連続性」という大きなスキーマ特性の下位類に相当する。それをプロトタイプとして、さらに「同時性」を有していないような HIR 構文までが拡張例として動機付けられる。



2つの事態が連続して生起するとなれば、どうしてもその2つの事態は時間的に隣接することになる。ゆえに「同時性」というものは、その2つの事態がたまたま時間軸上の一点を共有している場合のみに見られる意味特徴なのである。例えば(54)の例では、確かに主節事態と内在節事態との間に「同時性」を見て取ることも可能である。しかし(55)の例では、両方の事態が同時に生起したとは解釈できない。しかし(54)(55)のどちらにも、事態間に何らかの連続性があることは見て取れる。

- (54) a.「.....いい加減にしてよ!」と、笑いすぎて涙が出るのを拭っている。(女社長:852)
 - b. 駒子は島村が自動車の運転手を見つけに行こうとするのを引き戻し..... (雪国:127)
- (55) a. 柏木は、例の光クラブの学生社長が闇金融容疑で検挙されたのが、九月に釈放されてから、信用がガタ落ちになって難儀しているそうだという話をした。(金閣:383)
 - b. 朝市でイカを買ってきたのを晩御飯の時に刺身にして食べた。

よって、先行研究で指摘されていた「同時性」という意味特徴も、「2つの事態の連続性」というより大きなスキーマ特徴に含まれる形で捉え直すことが可能となる。

このように、先行研究で指摘されてきた意味特徴は、HIR 構文のスキーマ的特徴を捉えることは出来ていなかったのだが、その下位特徴としてプロトタイプ的な特徴を見事に捉えていた点で再評価に値する。

4. 結語

本論で主張したことは主に3点ある。まず第一に、HIR 構文の成立に決定的な役割を果たす3つの意味論的条件を提示した。どのHIR 構文も必ず「内在節の先行成立」と「2つの事態の連続性」という条件を満たしていなければならない。その上で、さらに「内在節事態の変化」という条件を満たせば、どんなHIR 構文も容認文として成立する。第二に、HIR 構文の内在節は際立ちによって動機付けられており、その際立ちを保証するための1つに「内在節事態の変化」というものがある。つまり、「変化」は際立ちを高める要因の1つである。そして最後に、HIR 構文の内在節にガ格とヲ格が圧倒的に多いのは、内在節には際立ちの高いものが選ばれているので、必然的に際立ちが高いものをマークするガ格とヲ格が多くなるというだけであり、格の制約ではなくむしろ際立ちによる制約なのである。

参考文献

Fasold, Ralph 1990. The Sociolinguistics of Language: Language in Society. Blackwell.

Kuroda, Shige-yuki 1992(1974-77). Pivot-independent relativization in Japanese. Japanese

Syntax and Semantics: Collected Papers., pp.114-174. Kluwer Academic Publisher.

三原健一 1994 「いわゆる主要部内在型関係節について」『日本語学』vol.13-7 pp80-92.

Nomura, Masuhiro 1997 On the Relevancy Condition of the Japanese Internally-Headed

Relative Clause Construction. 『日本女子大学文学部紀要』vol.46. pp.91-113.

野村益寬 1996 Aspects of the Japanese Internally-headed Relative Clause Construction:

From the Viewpoint of Cognitive Grammar. 日本英語学会ワークショップ口頭発表資料.

中村芳久 1997 「認知構文論」『英語のこころ』pp.225-240. 英宝社

尾谷昌則 1998 「構文の拡張とその動機付けに関する認知論的研究 — 日本語の主要部内在型関係節に ついて」 富山大学修士論文

Ohara, Kyoko Hirose 1996 A Constructional Approach to Japanese Internally Headed

Relativization. Ph.D Dissertation. University of California, Berkley.

坪本篤郎 1991 「主要部内在型関係節」『現代英語学の歩み』開拓社

坪本篤郎 1995 「文連結と認知図式―いわゆる主要部内在型関係節とその解釈」『日本語学』 vol.14, No.3, pp.79-91.

山梨正明 1995 『認知文法論』 ひつじ書房. 東京.

用例出典一覧 (() 内は本文中で用いられた略号)

(ビルマ) 竹山道雄『ビルマの竪琴』 新潮社

(エディ) 筒井康隆『エディプスの恋人』 新潮社

(楡家) 北 杜夫『楡家の人々』 新潮社

(羅生門) 芥川龍之介『羅生門』 新潮社

(聖少女) 倉橋由美子『聖少女』 新潮社

(源氏) 田辺聖子『新源氏物語』 新潮社

(剣客) 池波正太郎『剣客商売』 新潮社

(金閣) 三島由紀夫『金閣寺』 新潮社

(国盗り) 司馬遼太郎『国盗り物語』 新潮社

(死者) 大江健三郎『死者の奢り・飼育』 新潮社

(太郎) 曾野綾子『太郎物語』 新潮社

(女社長) 赤川次郎『女社長に乾杯!』 新潮社

(雪国) 川端康成『雪国』 新潮社

(H2) あだち充『H2』第18巻 小学館

Constraints on Head-Internal Relatives in Japanese

Masanori Odani

Graduate School of Kyoto University HZT05753@nifty.ne.jp

Abstract

In this study, three points are argued on Head internal Relatives(henceforth: HIRs) in Japanese.

- ① For HIRs in Japanese to be acceptable sentences, there are two necessary conditions: (1) Events described in internal clauses must arise before the events described in main clauses. (2) There must be a sense of succession between a main clause event and an internal clause event. And a requirement condition consists of these two necessary conditions and another condition: (3) Events described in internal clauses must undergo some change after the events described in main clauses occur.
- ② For an event to be selected as an internal clause event, it depends on the prominence it has, and it is "the changes in events" that increase the prominence of the events.
- ③ Previous analyses argues that there is a constraint on case-marking in Japanese HIRs: Internal clauses of Japanese HIRs are marked only by *ga* and *wo*. It is, however, not correct. The constraint is not on surface case marking, but on the prominence of the internal clause events.